平成２２年（フ）第４０号
福岡県大川市大字中八院1365番地７
債務者　松藤　純子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
長崎県五島市吉田町650番地１
債務者　橋詰　忠輝
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第７１号
北海道室蘭市中島本町３丁目71番地５、前住所北海道室蘭市八丁平５丁目45番９号
債務者　梅花　孝好（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
岩手県岩手郡葛巻町葛巻第33地割53番地
債務者　水谷れい子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２９１号
盛岡市稲荷町７番48号
債務者　佐藤　謙且
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３０２号
岩手県北上市大堤北２丁目14番13号　藤ハイツＢ201号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字白石92番地５
債務者　佐藤　未来
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３０９号
岩手県八幡平市野駄第12地割１番地５
債務者　小野寺　伸
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３３０号
盛岡市玉山区好摩字好摩沢59番地12
債務者　福田　忠通
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３３７号
盛岡市内丸４番３号
債務者　阿部久美子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３３８号
岩手県奥州市江刺区藤里字外ノ沢326番地
債務者　及川　善治
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３４２号
盛岡市南青山町５番８号　ノエル203号
債務者　嘉倉　時子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２５１号
神奈川県秦野市曽屋3561番地の17　ワコーレエレガンス秦野104号
債務者　山口　武志
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３９５号
神奈川県厚木市緑ヶ丘４丁目５番144号
債務者　高橋　雄幸
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４０５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4096番地の１　ウインスメール107
債務者　金林美津雄
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５５０号
愛知県一宮市西出町２番地　エクシード西出201号
債務者　馬渕　昌己
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２１６号
愛知県犬山市大字犬山字山寺５番地４
債務者　大竹　　潤
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２１７号
大阪府泉佐野市長滝844番地の２－Ｅ－102
債務者　Ａｕｔｏ　Ｆａｃｔｏｒｙ　Ｉｗａｇｉｓｈｉこと　岩岸　義彦
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
大阪府岸和田市阿間河滝町2126番地の４
債務者　大倉　博文
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係